

令和元年流山市議会第4回定例会議案

11月28日招集
流山市

目 次

- 7 1 令和元年度流山市一般会計補正予算（第4号）
- 7 2 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 7 3 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 7 4 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 7 5 流山市総合計画基本構想・基本計画を定めることについて
- 7 6 姉妹都市の締結について
- 7 7 工事請負契約の締結について（流山市立八木北小学校校舎等改
修工事（建築工事））
- 7 8 工事請負契約の変更について（流山市新設小学校新築工事）
- 7 9 令和元年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 0 流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の制定
について
- 8 1 指定管理者の指定について（流山市思井福社会館）
- 8 2 指定管理者の指定について（江戸川台小学校区第1江戸川台学
童クラブ、江戸川台小学校区第2江戸川台学童クラブ、江戸川台
小学校区第3江戸川台学童クラブ、東深井小学校区第1もりのい
え学童クラブ、東深井小学校区第2もりのいえ学童クラブ及び東
深井小学校区第3もりのいえ学童クラブ）
- 8 3 指定管理者の指定について（西初石小学校区第1西初石子ども
ルーム、西初石小学校区第2西初石子どもルーム、新川小学校区
つくしんぼ学童クラブ及び西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ）
- 8 4 指定管理者の指定について（八木北小学校区第1学童クラブ、
八木北小学校区第2学童クラブ、小山小学校区第1おおたかの森
ルーム、小山小学校区第2おおたかの森ルーム、小山小学校区第
3おおたかの森ルーム、小山小学校区第4おおたかの森ルーム及
び長崎小学校区ひよどり学童クラブ）

- 8 5 指定管理者の指定について（流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ、流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ、流山北小学校区第3ちびっこクラブ、流山小学校区第1おおぞら学童クラブ、流山小学校区第2おおぞら学童クラブ及び流山小学校区第3おおぞら学童クラブ）
- 8 6 指定管理者の指定について（鱈ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ、鱈ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ、鱈ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ及び南流山小学校区あすなる学童クラブ）
- 8 7 指定管理者の指定について（八木南小学校区そよかぜ学童クラブ、向小金小学校区第1学童クラブ、向小金小学校区第2学童クラブ、東小学校区第1あずま学童クラブ及び東小学校区第2あずま学童クラブ）
- 8 8 指定管理者の指定について（おおたかの森小学校区学童クラブ）
- 8 9 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）
- 9 0 令和元年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 1 令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 2 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 3 柏市と流山市との間の証明書等の事務委託に関する協議について
- 9 4 流山市と我孫子市との間の証明書等の事務委託に関する協議について
- 9 5 令和元年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 6 令和元年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 7 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 8 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 9 市道路線の認定について
- 1 0 0 市道路線の廃止について

- 1 8 専決処分の報告について

- 1 9 専決処分の報告について
- 2 0 専決処分の報告について
- 2 1 専決処分の報告について
- 2 2 専決処分の報告について

議案第 72 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 一般職の職員に係る給料表、勤勉手当及び期末手当の支給月数並びに住居手当の額等を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の
採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 流山市職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年流山市条例第 5 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の
9 7 . 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	182,200	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	183,900	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	185,500	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	187,200	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	188,700	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	190,400	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	192,200	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	193,900	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	195,500	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	197,300	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	199,100	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	200,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	202,400	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	204,200	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	206,000	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	207,800	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	209,400	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	211,200	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	213,000	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	214,800	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	216,200	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	218,000	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	219,700	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	221,500	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	223,200	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	224,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	226,500	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	228,100	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	229,500	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	231,200	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	232,800	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	234,400	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	235,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	236,900	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	238,300	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	239,500	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	240,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	241,900	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	242,900	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	244,100	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	245,400	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	246,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	247,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	248,900	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	249,800	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600

再任職員以外の職員

46	212,600	251,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	252,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	253,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	255,000	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	256,400	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	257,600	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	258,800	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	260,000	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	261,200	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	262,500	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	263,600	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	264,700	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	265,800	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	267,100	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	268,400	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	269,400	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	270,500	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	228,600	271,800	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	229,400	273,100	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	230,100	274,000	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	230,800	275,000	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	275,900	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	277,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	278,100	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	279,100	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	280,000	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	281,000	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	281,500	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	282,400	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	283,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	284,000	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	285,000	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	285,800	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	286,600	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	287,400	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	288,200	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	288,700	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	289,100	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	289,600	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	289,800	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	290,100	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	290,300	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	290,700	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	290,900	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	291,100	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	291,500	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	291,800	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	292,100	342,200	381,000	393,000		
94			342,600	381,500	393,300		
95			343,100	381,900	393,600		
96			343,500	382,300	393,800		
97			343,700	382,600	394,000		
98			344,100	383,100	394,300		
99			344,500	383,500	394,600		

	100			344,800	383,900	394,800			
	101			345,100	384,200	395,000			
	102			345,500	384,700	395,300			
	103			345,900	385,100	395,600			
	104			346,300	385,500	395,800			
	105			346,800	385,800	396,000			
	106			347,200	386,300	396,300			
	107			347,600	386,700	396,600			
	108			348,000	387,100	396,800			
	109			348,500	387,400	397,000			
	110			348,900	387,900	397,300			
	111			349,200	388,300	397,600			
	112			349,500	388,700	397,800			
	113			350,000	389,000	398,000			
	114				389,500				
	115				389,900				
	116				390,300				
	117				390,600				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「11,500円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に、「第1号に掲げる額」を「第1号に定める額」に、「第2号に掲げる額」を「第2号に定める額」に改め、同項第1号中「の各号」を削り、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「11,500円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「15,500円」を「17,000円」に、「11,500円」を「11,000円」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定(流山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))別表第1の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第7条第1項

の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は、平成31年4月1日から、第1条の規定(給与条例別表第1の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成31年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第10条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第10条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第10条の3第1項各号のいずれにも該当しな

いこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第10条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 73 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の220」を「100分の225」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 74 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の217.5」
に改める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の215」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令
和2年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和
元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定によ
る改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手
当の内払とみなす。

議案第 75 号

流山市総合計画基本構想・基本計画を定めることについて
流山市総合計画基本構想・基本計画を別冊のとおり定める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市基本構想及びその下位計画である後期基本計画の計画期間が令和2年3月に終了することから、新たに令和2年4月からの流山市総合計画基本構想・基本計画を定めるに当たり、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）及び流山市議会基本条例（平成21年流山市条例第10号）に基づき議会の議決を求めるためである。

議案第 76 号

姉妹都市の締結について
流山市と北上市との間において、別紙盟約により姉妹都市を締結する。
令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 北上市と姉妹都市としての久遠の盟約を結ぶためである。

盟 約

流山市と北上市の縁は、昭和60年に開催された流山市民まつりにおいて、北上市の伝統芸能である鬼剣舞^{ばい}が披露されたことをきっかけとした本格的な交流に始まる。

以降、両市は、流山市民まつりにおける北上市を代表する産品であるりんごの販売、北上市のりんごの摘花作業を通じた中学生の親交、流山市民がふれあい市民号で北上市を訪問するなど、経済的な交流から市民間の交流まで幅広く友好関係を育んできた。

平成17年には、災害時の相互応援に関する協定を締結し、両市の絆は一層強固なものとなっている。

そして今、流山市と北上市は、これまで築いてきた交流関係を一層深化させるため、教育、文化、スポーツ、観光、経済、防災などのあらゆる面での友好と親善の絆を深め、将来に向けて、両市の更なる発展と末永い交流を希求し、ここに姉妹都市の盟約を締結する。

議案第 77 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の名称 | 流山市立八木北小学校校舎等改修工事(建築工事) |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 323,950,000円
(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 4 | 契約の相手方 | 流山市市野谷427
株式会社浅野工務店 流山営業所
所長 浅野 実 |

参考資料

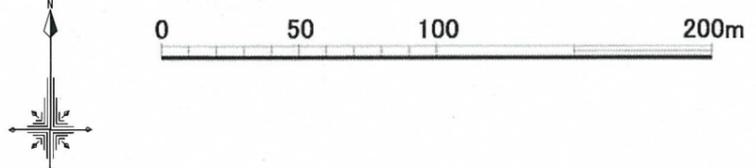
流山市立八木北小学校校舎等改修工事（建築工事）概要

- 1 工事場所 流山市美田208番地
- 2 概要
 - (1) 工事概要 流山市立八木北小学校校舎等改修工事に係る建築工事
 - (2) 構造・規模
 - ア 渡り廊下増築
鉄骨造 地上3階建て 延べ面積105.30平方メートル
 - イ 学童クラブへの改修（用途変更）
延べ面積807.47平方メートル
 - (3) 改修内容
 - ア 校舎②
教室及び職員室等から学童クラブへの改修（用途変更）
 - イ 校舎②及び校舎③
渡り廊下増築・昇降機（エレベーター）新設
 - ウ 校舎②、校舎③、校舎⑫及び校舎⑳
 - （ア）教室と廊下の間仕切り不燃化改修
 - （イ）普通教室背面児童用ロッカー新設
 - （ウ）外構工事
 - (4) 敷地面積 14,687.11平方メートル
- 3 工期 議会の議決の日の翌日から令和3年3月15日まで
- 4 設計 千葉県船橋市本町五丁目15番9号302
株式会社豊建築事務所 千葉営業所
- 5 施工 流山市市野谷427
株式会社浅野工務店 流山営業所

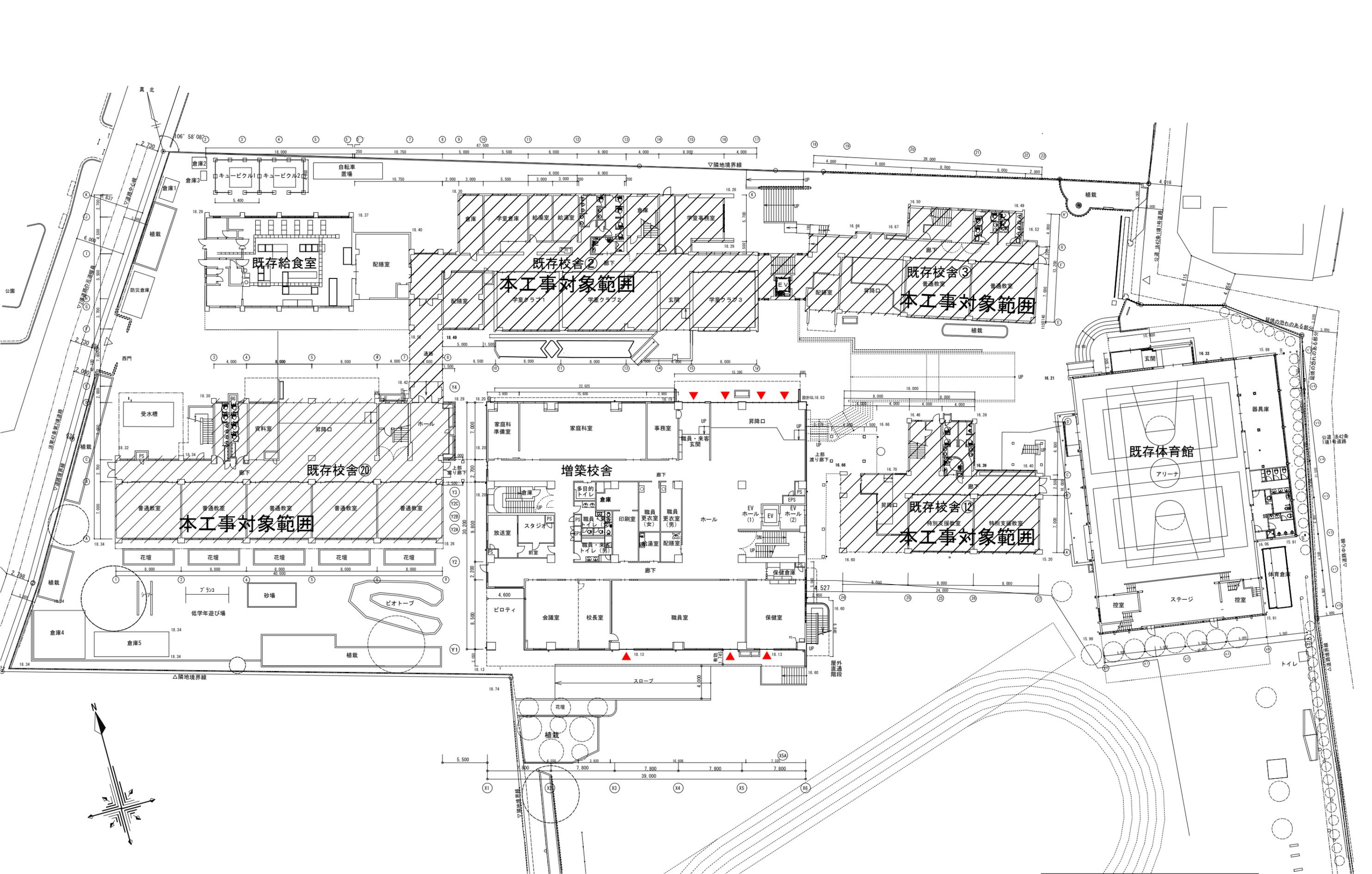
6 工 事 費 3 2 3 , 9 5 0 , 0 0 0 円
(消費税及び地方消費税を含む。)

業 者 経 歴 表

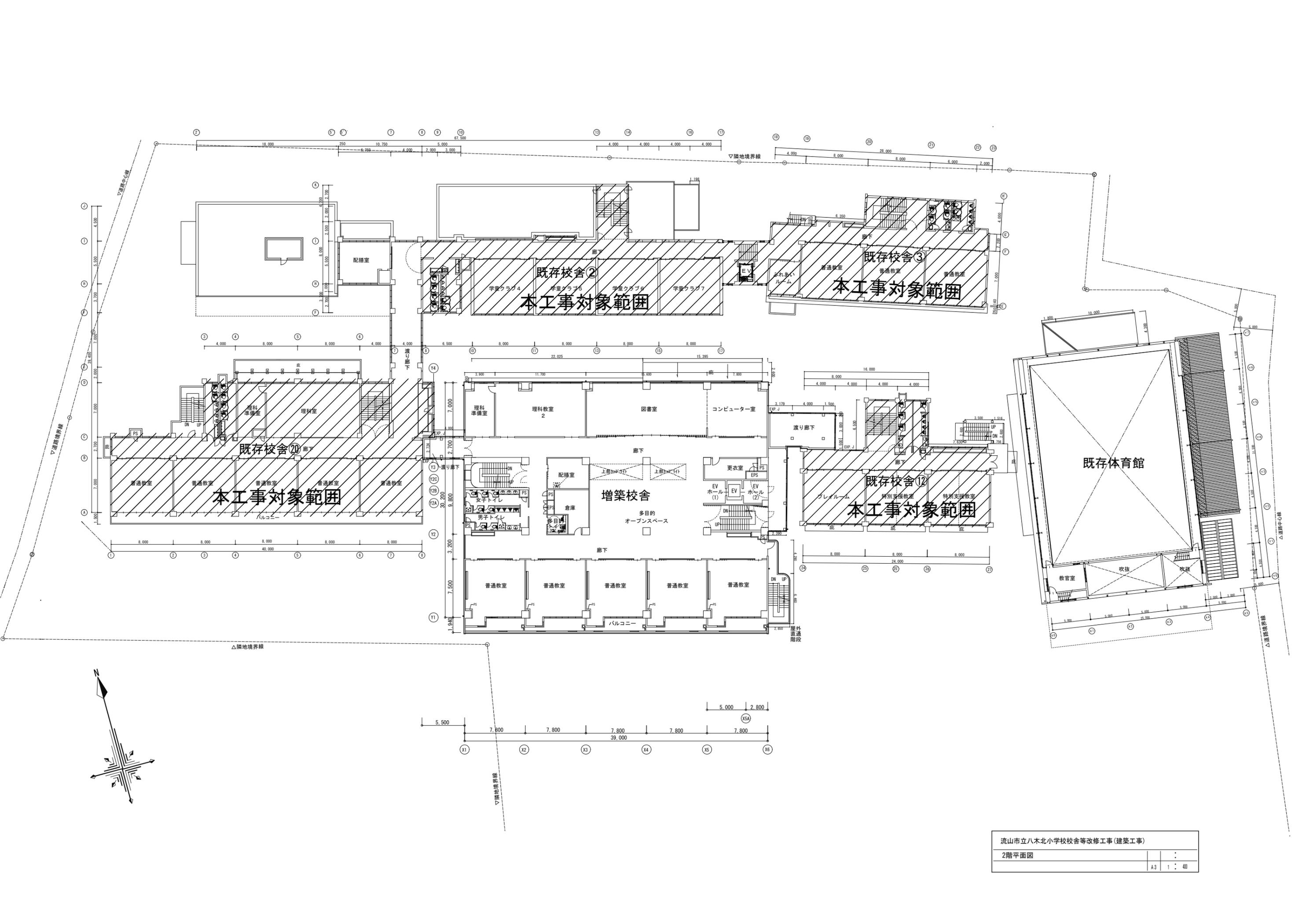
会 社 名	株式会社浅野工務店			
自 己 資 本 額	315,525千円（資本金額 41,000千円）			
所 在 地	本 社	千葉県松戸市小金清志町三丁目59番地		
	営 業 所	流山市市野谷427		
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	平成28年12月26日 建築工事業 とび・土工工事業 千葉県知事許可（特-28）第4243号 解体工事業			
営 業 種 目	建築工事業、とび・土工工事業、解体工事業			
代 表 者	代表取締役 浅野 実			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成30年7月期	297,100	474,956	772,056
	令和元年7月期	84,780	862,269	947,049
	平 均	190,940	668,613	859,553
過去の主な工事経歴	工 事 名	松戸市営小金原併存住宅及び松戸市立コアラ保育所耐震改修その他工事		
	発 注 者	千葉県松戸市		
	工 事 金 額	226,800,000円		
	工 期	平成28年7月2日～平成29年8月30日		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	松戸市立殿平賀小学校西校舎耐震及びトイレ改修工事		
	発 注 者	千葉県松戸市		
	工 事 金 額	203,688,000円		
	工 期	平成27年6月2日～平成28年1月15日		
受 注 形 態	元請			
工 事 名	流山市立東小学校校舎耐震補強及びトイレ改造工事（建築工事）			
発 注 者	千葉県流山市			
工 事 金 額	149,299,500円			
工 期	平成22年6月4日～平成22年11月15日			
受 注 形 態	元請			

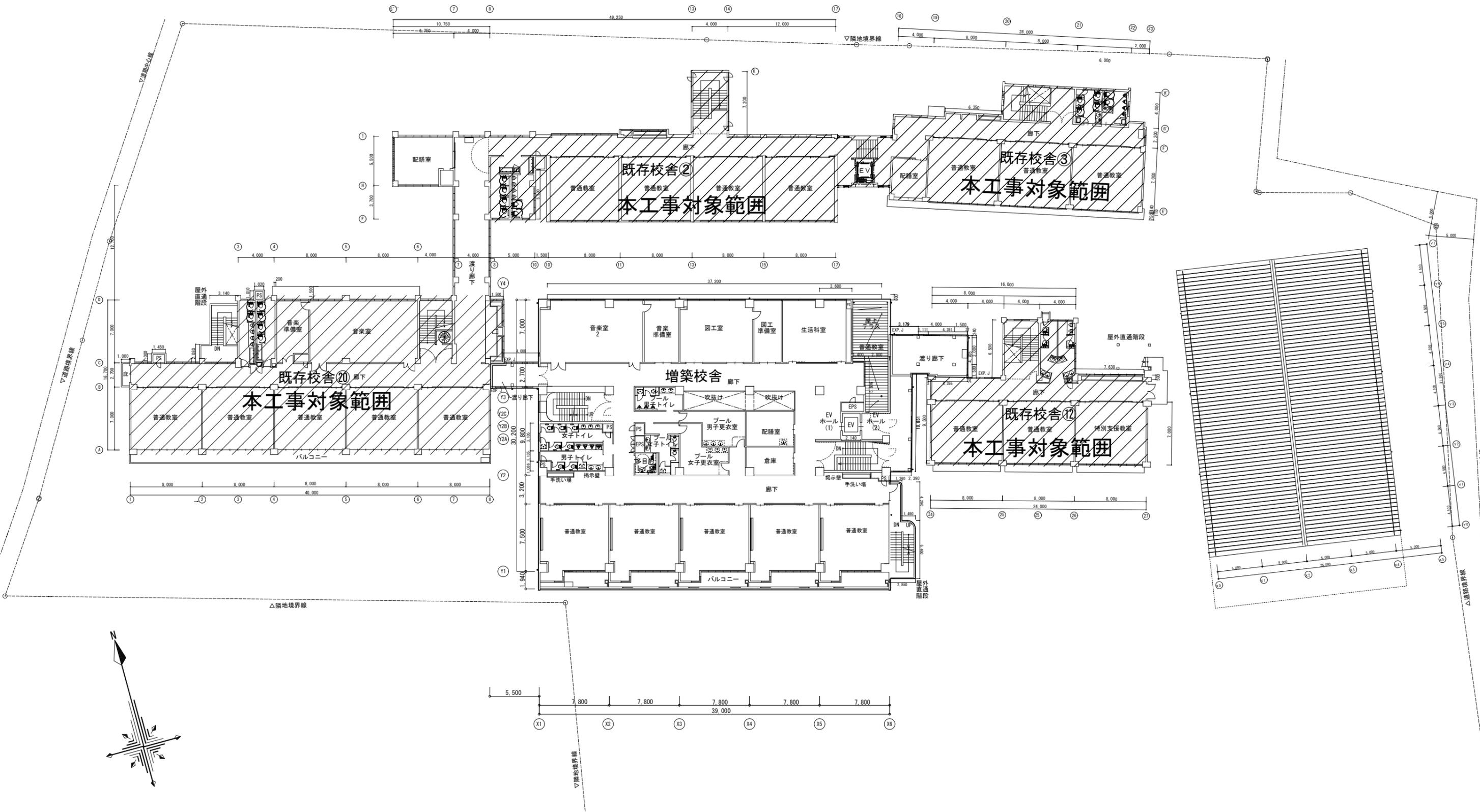


流山市立八木北小学校校舎等改修工事(建築工事)	
案内図	

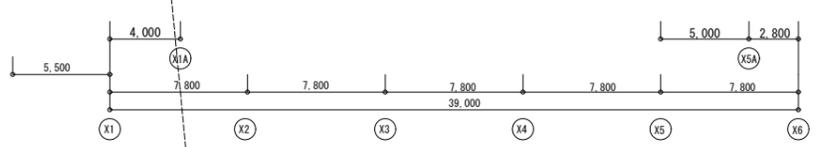
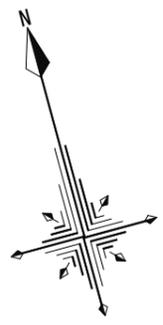
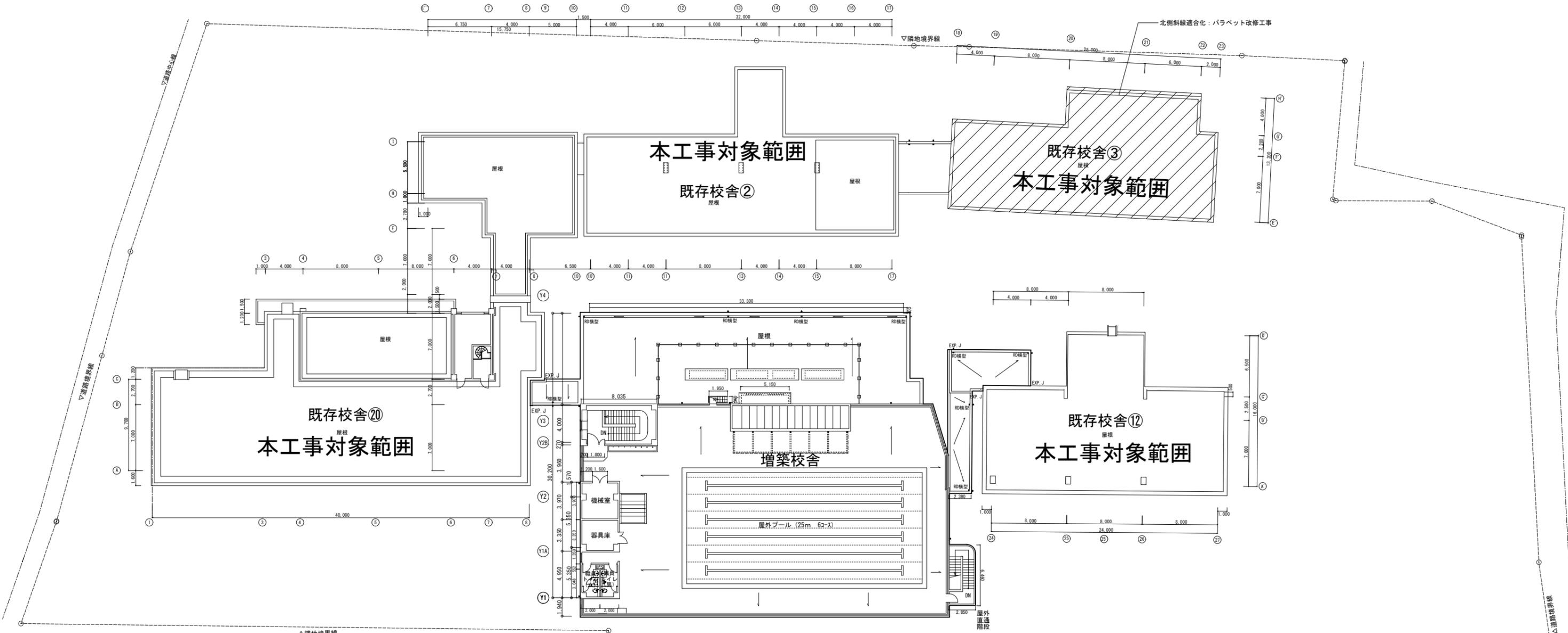


流山市立八木北小学校校舎等改修工事(建築工事)
 1階平面図
 A3 1 : 400





流山市立八木北小学校校舎等改修工事(建築工事)		
3階平面図		
A3	1	40



流山市立八木北小学校校舎等改修工事(建築工事)		
屋上伏図		
	A3	1 : 400

議案第 78 号

工事請負契約の変更について

市は、令和元年流山市議会第3回定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

1	契約の名称	流山市新設小学校新築工事
2	変更前契約金額	5,208,500,000円
3	変更後契約金額	5,284,727,800円
4	変更による増額分	76,227,800円
5	契約の相手方	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目9番1号 スターツ幕張ビル1209号室 松井建設株式会社 東関東営業所 所長 大野 伴緒

参考資料

流山市新設小学校新築工事変更概要

1 工事場所 流山市大畔316番1ほか

2 概要

(1) 工事概要 流山市新設小学校新築工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事

(2) 構造・規模

ア 敷地面積 21,129平方メートル

イ 建築面積 5,588平方メートル

ウ 延べ面積 12,419平方メートル

(3) 棟別詳細

ア 校舎棟

木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地上3階建て

延べ面積 9,013平方メートル

イ 屋内運動場

木造・鉄筋コンクリート造 地上1階建て

延べ面積 1,247平方メートル

ウ プール棟

鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建て

延べ面積 2,159平方メートル

3 主な変更項目及び内容

(単位：立方メートル)

項目	変更前	変更後
掘削工事	9,825.8	11,257.2
発生土運搬	4,990	15,539
発生土処分	0	9,755
盛土	1,472	3,022

4 設 計 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
株式会社日本設計

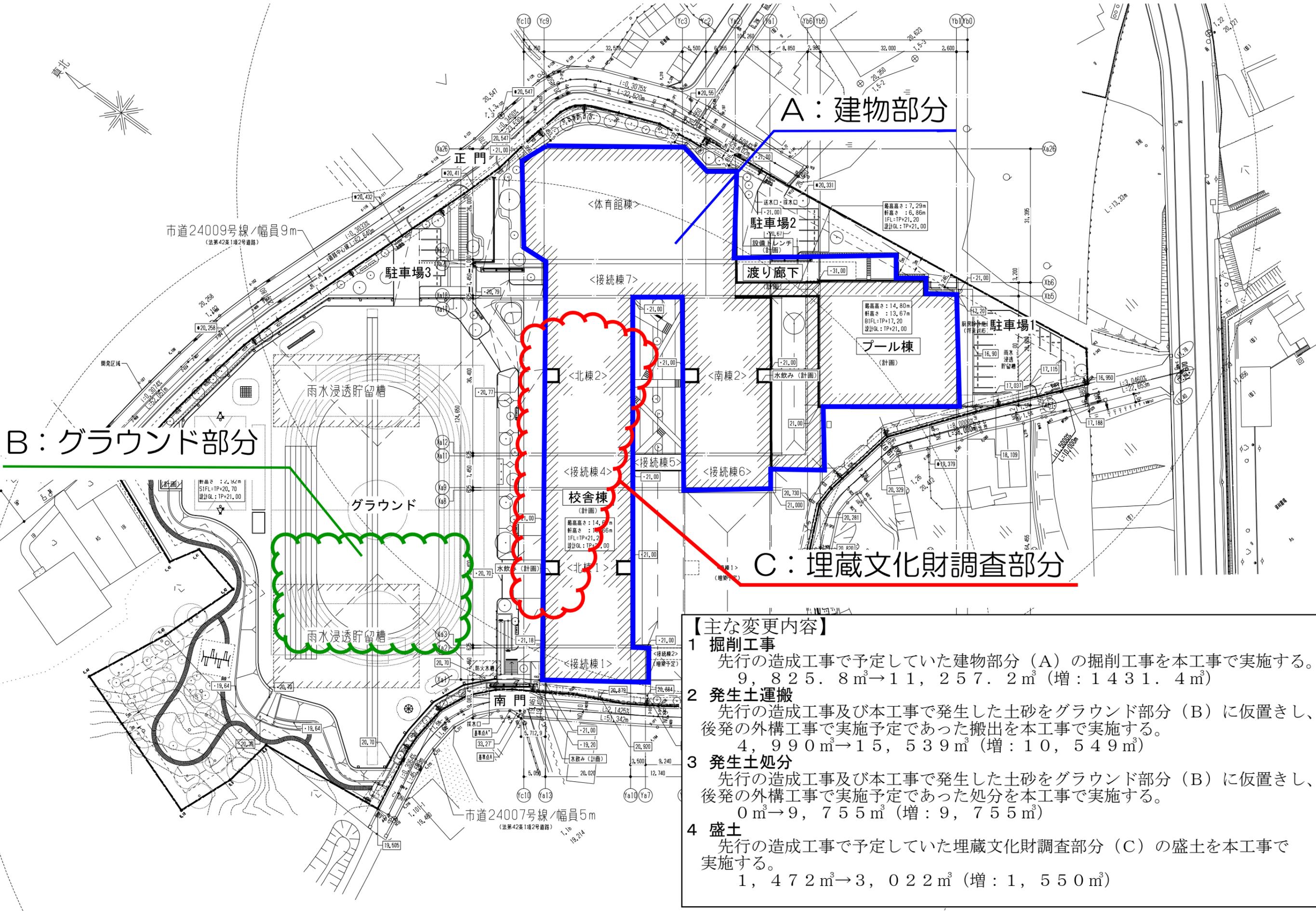
5 施 工 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目9番1号

スターツ幕張ビル 1209号室
松井建設株式会社 東関東営業所



流山市大畔316番1ほか

計画地



A：建物部分

B：グラウンド部分

C：埋蔵文化財調査部分

- 【主な変更内容】**
- 掘削工事**
 先行の造成工事で予定していた建物部分（A）の掘削工事を本工事で実施する。
 $9,825.8\text{m}^3 \rightarrow 11,257.2\text{m}^3$ （増：1431.4 m^3 ）
 - 発生土運搬**
 先行の造成工事及び本工事で発生した土砂をグラウンド部分（B）に仮置きし、後発の外構工事で実施予定であった搬出を本工事で実施する。
 $4,990\text{m}^3 \rightarrow 15,539\text{m}^3$ （増：10,549 m^3 ）
 - 発生土処分**
 先行の造成工事及び本工事で発生した土砂をグラウンド部分（B）に仮置きし、後発の外構工事で実施予定であった処分を本工事で実施する。
 $0\text{m}^3 \rightarrow 9,755\text{m}^3$ （増：9,755 m^3 ）
 - 盛土**
 先行の造成工事で予定していた埋蔵文化財調査部分（C）の盛土を本工事で実施する。
 $1,472\text{m}^3 \rightarrow 3,022\text{m}^3$ （増：1,550 m^3 ）

議案第 80 号

流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の制定について

流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 スポーツ利用を中心とする流山市コミュニティプラザを設置し、その管理について必要な事項を定め、これに伴い、流山市勤労者総合福祉センター及び勤労者体育施設を廃止するためである。

流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民のスポーツの振興及び心身ともに健康で文化的な生活の向上を図るため、流山市コミュニティプラザ（以下「コミュニティプラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 コミュニティプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市コミュニティプラザ	流山市大畔25番地の17

(事業)

第4条 コミュニティプラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民のスポーツの振興及び健康の増進に関すること。
- (2) 市民の文化及び教養の向上に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 市は、コミュニティプラザの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にコミュニティプラザの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) コミュニティプラザの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (3) 第10条に規定する使用の許可に関すること。
- (4) 第11条に規定する使用の制限に関すること。
- (5) 第12条（同条第2項を除く。）に規定する使用の許可の取消し等に関すること。
- (6) 第13条に規定する利用料金の收受及び減免並びに第14条に規

定する利用料金の還付に関すること。

(開館時間)

第7条 コミュニティプラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(夜間照明施設の使用時間)

第8条 夜間照明施設の使用時間は、次に掲げる期間に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、前条の開館時間の範囲内において使用時間を変更することができる。

- (1) 4月から9月まで 午後6時から午後9時まで
- (2) 10月、2月及び3月 午後5時から午後9時まで
- (3) 11月から翌年の1月まで 午後4時から午後9時まで

(休館日)

第9条 コミュニティプラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。
- (2) 1月1日から同月4日までの日及び12月28日から同月31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用の許可)

第10条 コミュニティプラザを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する許可をする場合において、コミュニティプラザの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 指定管理者は、コミュニティプラザを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) コミュニティプラザの設置の目的に反すると認められるとき。

- (3) コミュニティプラザの施設又は設備を破損するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、コミュニティプラザの管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第10条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第10条第2項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、コミュニティプラザの管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第10条第1項の許可を取り消すことができる。

(利用料金)

第13条 使用者は、コミュニティプラザの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第10条第1項の規定により許可を受けた使用期日(以下「使用期日」という。)までに指定管理者に支払わなければならない。この場合において、当該使用期日までに使用の許可の取消しを申し出たときは、夜間照明施設の利用料金に限りその支払を要しないものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料金の全部を免除し、又は一部を減額することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できな

ったとき。

(2) 使用者がコミュニティプラザの施設又は設備（夜間照明施設を除く。）の使用期日の7日前までにその使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 使用者が使用期日に夜間照明施設を使用しなかったとき。

（目的外使用の禁止）

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外にコミュニティプラザを使用してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条 使用者は、許可を受けたコミュニティプラザの使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復義務）

第17条 使用者は、コミュニティプラザの使用を終了したとき又は第12条の規定によりコミュニティプラザの使用の許可を取り消されたときは、直ちにコミュニティプラザを原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第18条 故意又は過失によりコミュニティプラザを損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（販売行為等の禁止）

第19条 コミュニティプラザ及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例（平成15年流山市条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第13条関係）

施設名	区分		単位	利用料金
A 会議室	1 室		1 時間	1 5 6 円
B 会議室				5 1 円
C 会議室				1 0 3 円
研修室				1 0 3 円
視聴覚室				1 5 6 円
和室 1				5 1 円
和室 2				5 1 円
多目的ホール兼体育室	専用使用	全面		1 時間
		片面	7 3 2 円	
		1 / 6 面	4 1 8 円	
	個人使用 (2 人以内)	1 / 6 面	1 時間	1 5 6 円
室外庭球場	1 面		1 時間	5 5 0 円
	夜間照明		1 時間	8 8 0 円
室内庭球場	1 面		1 時間	1 , 1 0 0 円
	夜間照明		1 時間	7 8 5 円
プール	専用使用		1 時間	2 , 2 0 0 円
	個人使用	小学生・中学生・高校生	1 回 (2 時間以内)	5 1 円
		小学生・中学生・高校生以外の者		1 5 6 円

備考

- 1 小学校就学前の者は無料とする。
- 2 入場料その他これに類する金銭を収受する場合の利用料金は、この表に定める利用料金（以下「規定利用料金」という。）に100分の1000を乗じて得た額とする。
- 3 プールの専用使用は、団体が50人以上で競技会等に使用する場合に限る。
- 4 市内に住所を有する者以外の者及び市内の各種団体以外の団体が利用する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の200を乗じて得た額とする。
- 5 この表に定めるところにより算出した額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

議案第 81 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市思井福社会館
- 2 指定管理者となる団体
東京都文京区後楽一丁目3番61号
株式会社東京ドームファシリティーズ
代表取締役 山田 幸雄
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 82 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 江戸川台小学校区第1江戸川台学童クラブ
- (2) 江戸川台小学校区第2江戸川台学童クラブ
- (3) 江戸川台小学校区第3江戸川台学童クラブ
- (4) 東深井小学校区第1もりのいえ学童クラブ
- (5) 東深井小学校区第2もりのいえ学童クラブ
- (6) 東深井小学校区第3もりのいえ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市富士見台2丁目5番地の3、5-103

特定非営利活動法人 green

理事長 小川 恭子

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 83 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 西初石小学校区第1西初石子どもルーム
- (2) 西初石小学校区第2西初石子どもルーム
- (3) 新川小学校区つくしんぼ学童クラブ
- (4) 西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市富士見台2丁目5番地の3、5-103

特定非営利活動法人 green

理事長 小川 恭子

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 84 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 八木北小学校区第1学童クラブ
- (2) 八木北小学校区第2学童クラブ
- (3) 小山小学校区第1おおたかの森ルーム
- (4) 小山小学校区第2おおたかの森ルーム
- (5) 小山小学校区第3おおたかの森ルーム
- (6) 小山小学校区第4おおたかの森ルーム
- (7) 長崎小学校区ひよどり学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市西初石3丁目1447番地の2 ベルツリーⅡ101号室
NPO法人でんでんむし
理事長 小沼 みはる

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 85 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ
- (2) 流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ
- (3) 流山北小学校区第3ちびっこクラブ
- (4) 流山小学校区第1おおぞら学童クラブ
- (5) 流山小学校区第2おおぞら学童クラブ
- (6) 流山小学校区第3おおぞら学童クラブ

2 指定管理者となる団体

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1

社会福祉法人生活クラブ

理事長 池田 徹

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 86 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 鰯ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ
- (2) 鰯ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ
- (3) 鰯ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ
- (4) 南流山小学校区あすなろ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市平和台2丁目1番地の2
社会福祉法人流山市社会福祉協議会
会長 石渡 烈人

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 八木南小学校区そよかぜ学童クラブ
- (2) 向小金小学校区第1学童クラブ
- (3) 向小金小学校区第2学童クラブ
- (4) 東小学校区第1あずま学童クラブ
- (5) 東小学校区第2あずま学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市宮園1丁目3番地の1 宮園ショッピングセンター304
特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会
代表 山中 有紀

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
おおたかの森小学校区学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
流山市宮園1丁目3番地の1 宮園ショッピングセンター304
特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会
代表 山中 有紀
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 流山市おおたかの森センター
- (2) 流山市立おおたかの森子ども図書館

2 指定管理者となる団体

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
NOASFグループ
(代表団体)

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社
代表取締役 淡野 文孝

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 92 号

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 クリーンセンター及び森のまちエコセンターに直接搬入される廃棄物の処理手数料の改正その他所要の改正を行うためである。

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1家庭廃棄物の項中「自ら市長の指定する場所へ搬入するとき（資源化できる^{せん}剪定枝を搬入するときを除く。）」を「市の収集・運搬によらないで市長の指定する場所へ搬入するとき（^{せん}剪定枝、雑草、落葉及び竹木（以下「^{せん}剪定枝等」という。）を自ら市長の指定する場所へ搬入するときを除く。）」に、「165円」を「300円」に、「資源化できる^{せん}剪定枝を自ら」を「^{せん}剪定枝等を自ら」に改め、同表その他の一般廃棄物の項を次のように改める。

その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	300円
	事業系一般廃棄物を第30条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	300円

別表第1備考第3項に次のただし書を加える。

ただし、総重量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとして手数料を算定する。

別表第2中「110円」を「300円」に改め、同表備考に次のただし書を加える。

ただし、総重量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとして手数料を算定する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 93 号

柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約を制定することについて協議するに当たり、議会の議決を求めるためである。

柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約

柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成13年流山市告示第125号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア中「住民票記載事項証明書」の次に「並びに同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同号イ中「戸籍の附票の写し」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写し」を加える。

附 則

この規約は、令和元年12月26日から施行する。

議案第 94 号

流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約を制定することについて協議するに当たり、議会の議決を求めるためである。

流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約

流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成13年流山市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア中「住民票記載事項証明書」の次に「並びに同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同号イ中「戸籍の附票の写し」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写し」を加える。

附 則

この規約は、令和元年12月26日から施行する。

議案第 97 号

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行に伴う指定給水装置工事事業者の更新手数料の新設及びより実態に即した金額となるような給水装置の新設等の申込みの際に徴収する手数料の改定を行うほか、所要の改正を行うためである。

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第2設計審査手数料の項手数料の欄中「400円」を「3,500円」に改め、同表中材料確認手数料の項を削り、同表工事検査手数料の項手数料の欄中「500円」を「2,000円」に改め、同表中指定給水装置工事事業者登録手数料の項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者更新手数料	1件	10,000円
------------------	----	---------

別表第4を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第35条第1項の改正規定は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例別表第2の規定（指定給水装置工事事業者更新手数料に係る規定を除く。）は、令和2年4月1日以後の給水装置の新設等の申込みに係る手数料について適用し、同日前の給水装置の新設等の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 98 号

流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
流山市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 代表者等が成年被後見人等であることを理由として排水設備指定工事店の指定要件から一律に排除している規定について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、排水設備等の新設等の事業に必要な能力の有無を判断するように適正化するほか、所要の改正を行うためである。

流山市下水道条例の一部を改正する条例

流山市下水道条例（昭和60年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて、復権していないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号に次のように加える。

エ 代表者又は役員が排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の流山市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の改正後の条例第8条第1項に規定する指定工事店の指定に係る申請（改正後の条例第8条第5項に規定する指定の更新の申請を含む。）について適用し、同日前のこの条例による改正前の流山市下水道条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項に規定する指定工事店の指定に係る申請（改正前の条例第8条第5項に規定する指定の更新の申請を含む。）については、なお従前の例による。

議案第 99 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	309	西平井2号補助幹線	西平井一丁目14番7	
			西平井二丁目22番7	
2	02099	西深井区画99号線	西深井字九ノ割821番41	
			同 所822番2	
3	28057	西初石5丁目区画57号線	おおたかの森西三丁目5番1	
			同 所6番6	
4	28058	西初石5丁目区画58号線	おおたかの森西三丁目3番10	
			同 所4番6	
5	28059	西初石5丁目区画59号線	おおたかの森西一丁目14番7	
			同 所7番1	
6	28060	西初石5丁目区画60号線	おおたかの森西一丁目6番6	
			同 所3番5	
7	28061	西初石5丁目区画61号線	おおたかの森西一丁目6番5	
			同 所5番9	
8	29024	西初石6丁目区画24号線	おおたかの森南一丁目4番10	
			おおたかの森西一丁目9番2	
9	29025	西初石6丁目区画25号線	おおたかの森南一丁目3番6	
			おおたかの森西一丁目9番1	
10	29026	西初石6丁目区画26号線	おおたかの森南一丁目20番7	
			おおたかの森南二丁目1番1	
11	33507	東初石5丁目7号自転車歩行者専用道路	おおたかの森北三丁目19番5	
			同 所同 番6	
12	34012	東初石6丁目区画12号線	おおたかの森東四丁目11番1	
			同 所8番13	
13	34013	東初石6丁目区画13号線	おおたかの森東四丁目12番20	
			同 所11番5	
14	34014	東初石6丁目区画14号線	おおたかの森東四丁目11番5	
			同 所10番4	
15	37099	十太夫区画99号線	おおたかの森東四丁目24番1	
			駒木字中橋上69番24	
16	37104	十太夫区画104号線	おおたかの森北三丁目25番8	
			同 所24番10	
17	37105	十太夫区画105号線	おおたかの森北三丁目23番9	
			同 所25番5	
18	37106	十太夫区画106号線	おおたかの森北三丁目19番7	
			同 所18番1	

整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
19	37107	十太夫区画107号線	おおたかの森北三丁目22番3	
			同 所21番9	
20	37108	十太夫区画108号線	おおたかの森北三丁目21番1	
			同 所20番4	
21	37109	十太夫区画109号線	おおたかの森北三丁目18番6	
			同 所20番2	
22	37110	十太夫区画110号線	おおたかの森北三丁目16番2	
			同 所13番13	
23	37111	十太夫区画111号線	おおたかの森北三丁目13番3	
			同 所14番	
24	37112	十太夫区画112号線	おおたかの森北三丁目14番	
			同 所29番12	
25	40137	市野谷区画137号線	おおたかの森西一丁目14番8	
			同 所3番5	
26	40138	市野谷区画138号線	おおたかの森南二丁目27番2	
			同 所34番1	
27	40139	市野谷区画139号線	おおたかの森南二丁目36番3	
			同 所35番1	
28	40140	市野谷区画140号線	おおたかの森南二丁目3番6	
			同 所4番3	
29	40141	市野谷区画141号線	おおたかの森南二丁目1番11	
			同 所26番2	
30	66077	西平井区画77号線	西平井一丁目13番10	
			同 所15番9	
31	66078	西平井区画78号線	西平井一丁目18番7	
			同 所35番	
32	66080	西平井区画80号線	西平井一丁目12番6	
			同 所13番16	
33	66081	西平井区画81号線	西平井一丁目9番1	
			同 所13番13	
34	66083	西平井区画83号線	西平井一丁目120番	
			同 所16番11	
35	66085	西平井区画85号線	西平井一丁目23番4	
			同 所24番13	
36	66086	西平井区画86号線	西平井一丁目32番	
			同 所19番	

整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
37	66087	西平井区画87号線	西平井一丁目18番7	
			同 所22番1	
38	66089	西平井区画89号線	西平井二丁目1番21	
			同 所2番1	
39	66090	西平井区画90号線	西平井二丁目3番19	
			同 所6番1	
40	66091	西平井区画91号線	西平井二丁目4番4	
			同 所6番1	
41	66092	西平井区画92号線	西平井二丁目5番2	
			同 所4番7	
42	66093	西平井区画93号線	西平井三丁目18番5	
			同 所19番1	
43	66095	西平井区画95号線	西平井二丁目23番25	
			同 所8番14	
44	66099	西平井区画99号線	西平井二丁目24番1	
			同 所12番15	
45	66103	西平井区画103号線	西平井二丁目11番4	
			同 所15番8	
46	66104	西平井区画104号線	西平井二丁目12番21	
			同 所15番1	
47	66105	西平井区画105号線	西平井二丁目14番1	
			同 所13番7	
48	66106	西平井区画106号線	西平井二丁目19番1	
			同 所13番6	
49	66502	西平井2号自転車歩行者専用道路	西平井一丁目14番8	
			同 所15番1	
50	66503	西平井3号歩行者専用道路	西平井一丁目19番	
			同 所120番	
51	66505	西平井5号自転車歩行者専用道路	西平井二丁目3番1	
			同 所2番8	
52	66506	西平井6号自転車歩行者専用道路	西平井二丁目7番26	
			同 所6番4	
53	67021	思井区画21号線	思井一丁目2番	
			鱒ヶ崎二丁目11番	
54	67022	思井区画22号線	思井字赤松627番1	
			鱒ヶ崎二丁目9番	

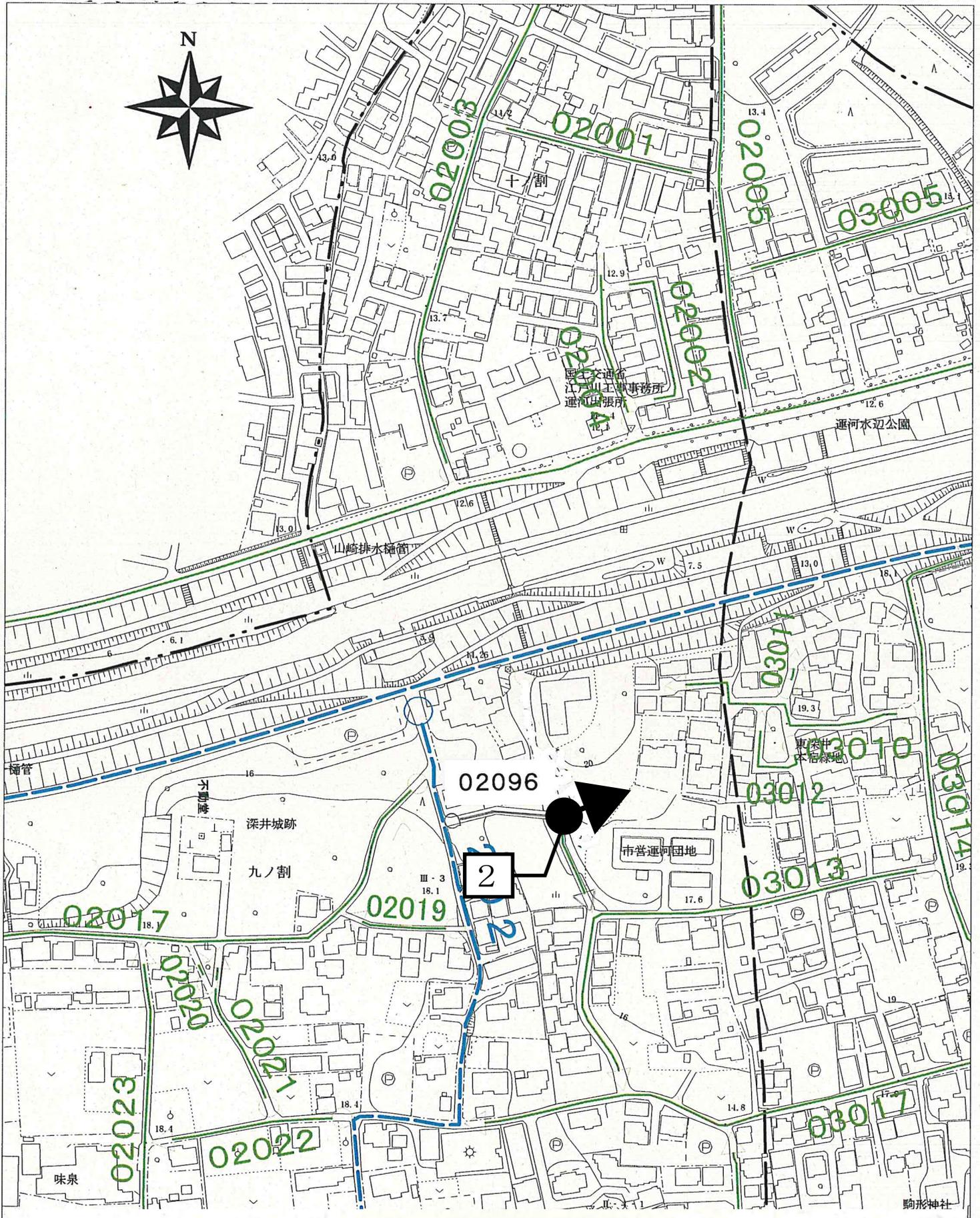
整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
55	67501	思井1号自転車歩行者専用道路	思井一丁目2番	
			同 所1番6	
56	81098	鰭ヶ崎区画98号線	鰭ヶ崎二丁目9番	
			同 所2番3	
57	81099	鰭ヶ崎区画99号線	鰭ヶ崎二丁目8番2	
			同 所11番	
58	81103	鰭ヶ崎区画103号線	鰭ヶ崎二丁目3番1	
			同 所2番4	
59	81104	鰭ヶ崎区画104号線	鰭ヶ崎二丁目2番1	
			鰭ヶ崎字塚ノ腰1242番	
60	81105	鰭ヶ崎区画105号線	鰭ヶ崎字高田931番9	
			同 所941番8	
61	81506	鰭ヶ崎6号歩行者専用道路	鰭ヶ崎二丁目4番6	
			同 所5番	

市道路線認定図(流山都市計画事業西平井・鰭ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業区域内)



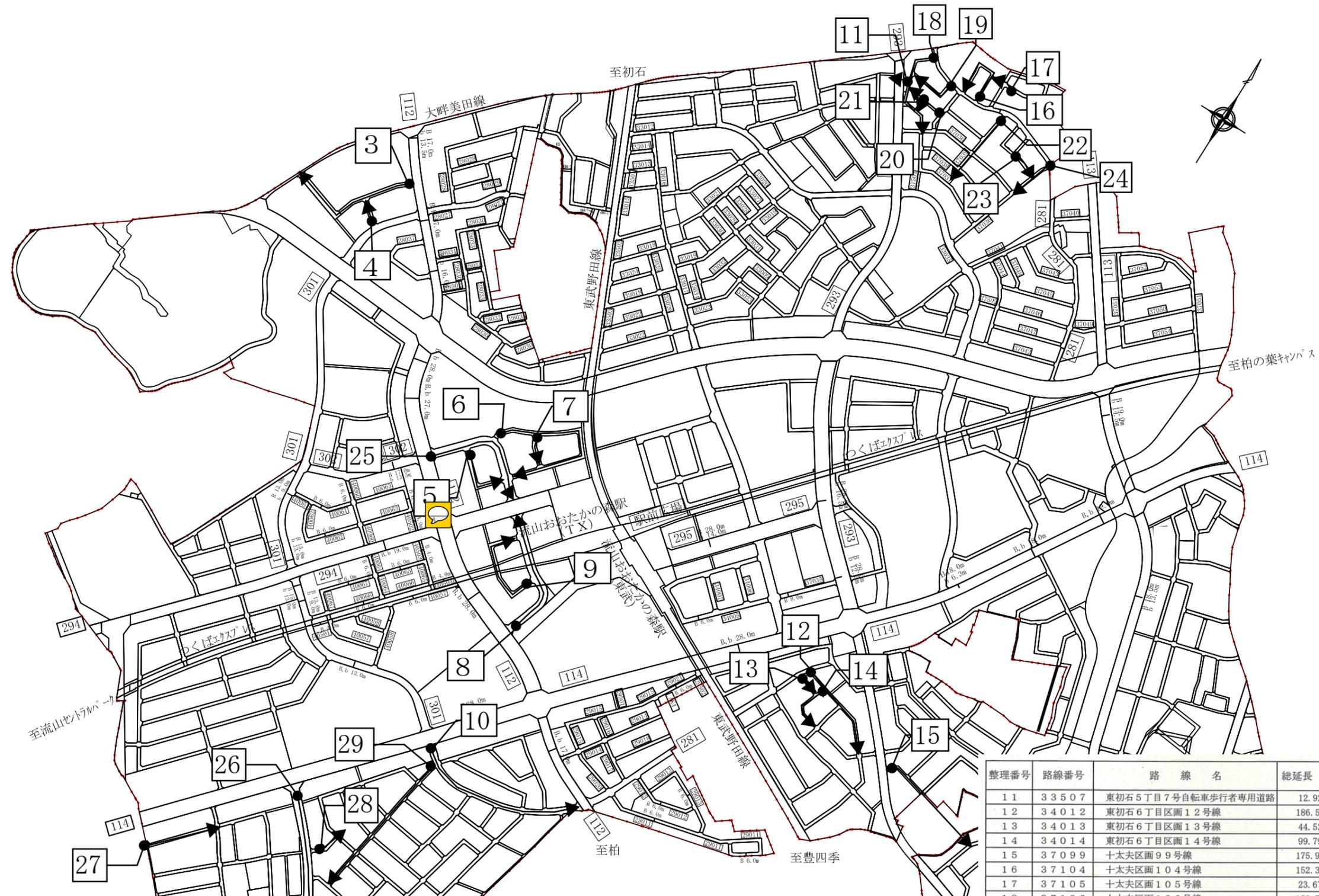
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最少	最大
1	309	西平井2号補助幹線	794.57	22.00	40.80
30	66077	西平井区画77号線	250.50	6.00	6.00
31	66078	西平井区画78号線	415.98	6.00	6.00
32	66080	西平井区画80号線	119.19	6.00	6.00
33	66081	西平井区画81号線	304.49	6.00	9.00
34	66083	西平井区画83号線	86.25	4.00	4.00
35	66085	西平井区画85号線	360.83	6.00	6.00
36	66086	西平井区画86号線	50.16	6.00	6.00
37	66087	西平井区画87号線	64.71	6.00	6.00
38	66089	西平井区画89号線	201.70	6.00	6.07
39	66090	西平井区画90号線	171.88	6.00	6.24
40	66091	西平井区画91号線	167.02	6.00	6.01
41	66092	西平井区画92号線	57.33	6.00	6.00
42	66093	西平井区画93号線	33.17	6.00	6.00
43	66095	西平井区画95号線	428.18	6.00	6.01
44	66099	西平井区画99号線	239.96	6.00	6.50
45	66103	西平井区画103号線	148.64	4.00	4.00
46	66104	西平井区画104号線	33.05	4.00	4.00
47	66105	西平井区画105号線	62.89	6.00	6.00
48	66106	西平井区画106号線	83.68	6.00	6.00
49	66502	西平井2号自転車歩行者専用道路	31.00	4.00	4.00
50	66503	西平井3号歩行者専用道路	23.22	4.00	4.00
51	66505	西平井5号自転車歩行者専用道路	34.91	4.00	4.00
52	66506	西平井6号自転車歩行者専用道路	35.52	4.00	4.00
53	67021	思井区画21号線	396.36	6.00	6.00
54	67022	思井区画22号線	181.77	4.00	6.00
55	67501	思井1号自転車歩行者専用道路	30.33	4.00	4.00
56	81098	鰭ヶ崎区画98号線	268.84	6.00	6.00
57	81099	鰭ヶ崎区画99号線	126.17	6.00	6.00
58	81103	鰭ヶ崎区画103号線	65.18	6.00	6.00
59	81104	鰭ヶ崎区画104号線	80.02	6.00	6.00
61	81506	鰭ヶ崎6号歩行者専用道路	17.97	4.00	4.00

市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最少	最大
2	02099	西深井区画99号線	20.14	5.00	9.00

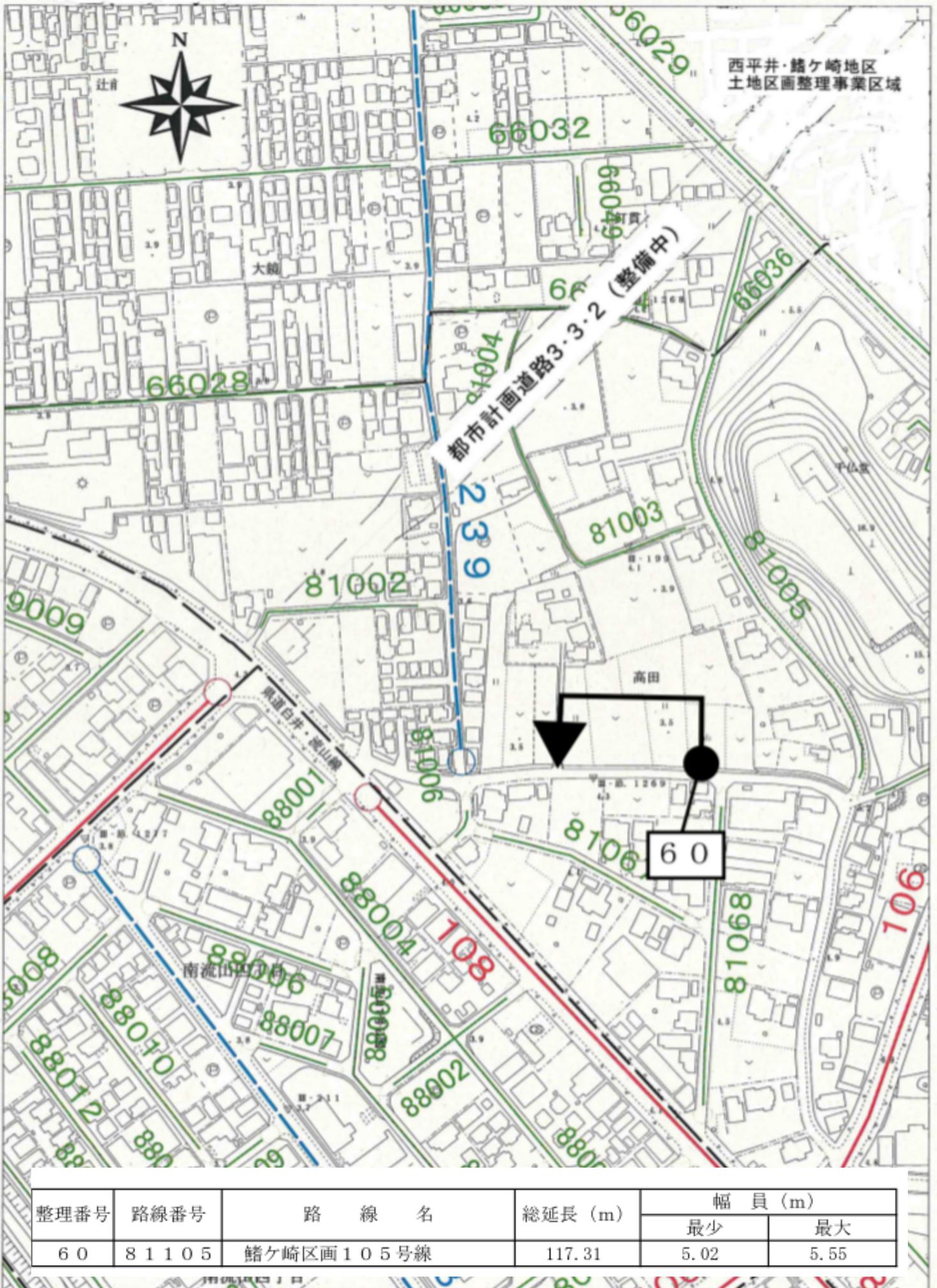
市道路線認定図（新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内）



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最少	最大
3	28057	西初石5丁目区画57号線	261.66	8.00	12.00
4	28058	西初石5丁目区画58号線	51.40	8.00	8.00
5	28059	西初石5丁目区画59号線	123.29	8.00	8.00
6	28060	西初石5丁目区画60号線	354.83	8.00	8.02
7	28061	西初石5丁目区画61号線	59.71	8.00	8.00
8	29024	西初石6丁目区画24号線	253.31	14.00	16.02
9	29025	西初石6丁目区画25号線	204.86	8.00	8.00
10	29026	西初石6丁目区画26号線	334.52	10.00	13.02

整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最少	最大
11	33507	東初石5丁目7号自転車歩行者専用道路	12.92	4.00	4.00
12	34012	東初石6丁目区画12号線	186.57	4.04	6.00
13	34013	東初石6丁目区画13号線	44.52	4.00	4.00
14	34014	東初石6丁目区画14号線	99.79	4.00	4.00
15	37099	十太夫区画99号線	175.93	3.95	6.00
16	37104	十太夫区画104号線	152.31	4.00	4.19
17	37105	十太夫区画105号線	23.67	4.00	4.02
18	37106	十太夫区画106号線	180.75	4.00	4.17
19	37107	十太夫区画107号線	92.91	4.00	4.50
20	37108	十太夫区画108号線	74.56	4.00	4.26
21	37109	十太夫区画109号線	20.69	4.00	4.03
22	37110	十太夫区画110号線	90.88	6.00	6.00
23	37111	十太夫区画111号線	49.97	6.00	6.00
24	37112	十太夫区画112号線	79.95	6.00	6.00
25	40137	市野谷区画137号線	232.09	16.00	16.01
26	40138	市野谷区画138号線	270.47	16.27	21.22
27	40139	市野谷区画139号線	131.02	6.00	6.00
28	40140	市野谷区画140号線	58.31	6.00	6.00
29	40141	市野谷区画141号線	297.68	6.00	6.00

市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最少	最大
60	81105	鰭ヶ崎区画105号線	117.31	5.02	5.55

議案第 100 号

市道路線の廃止について

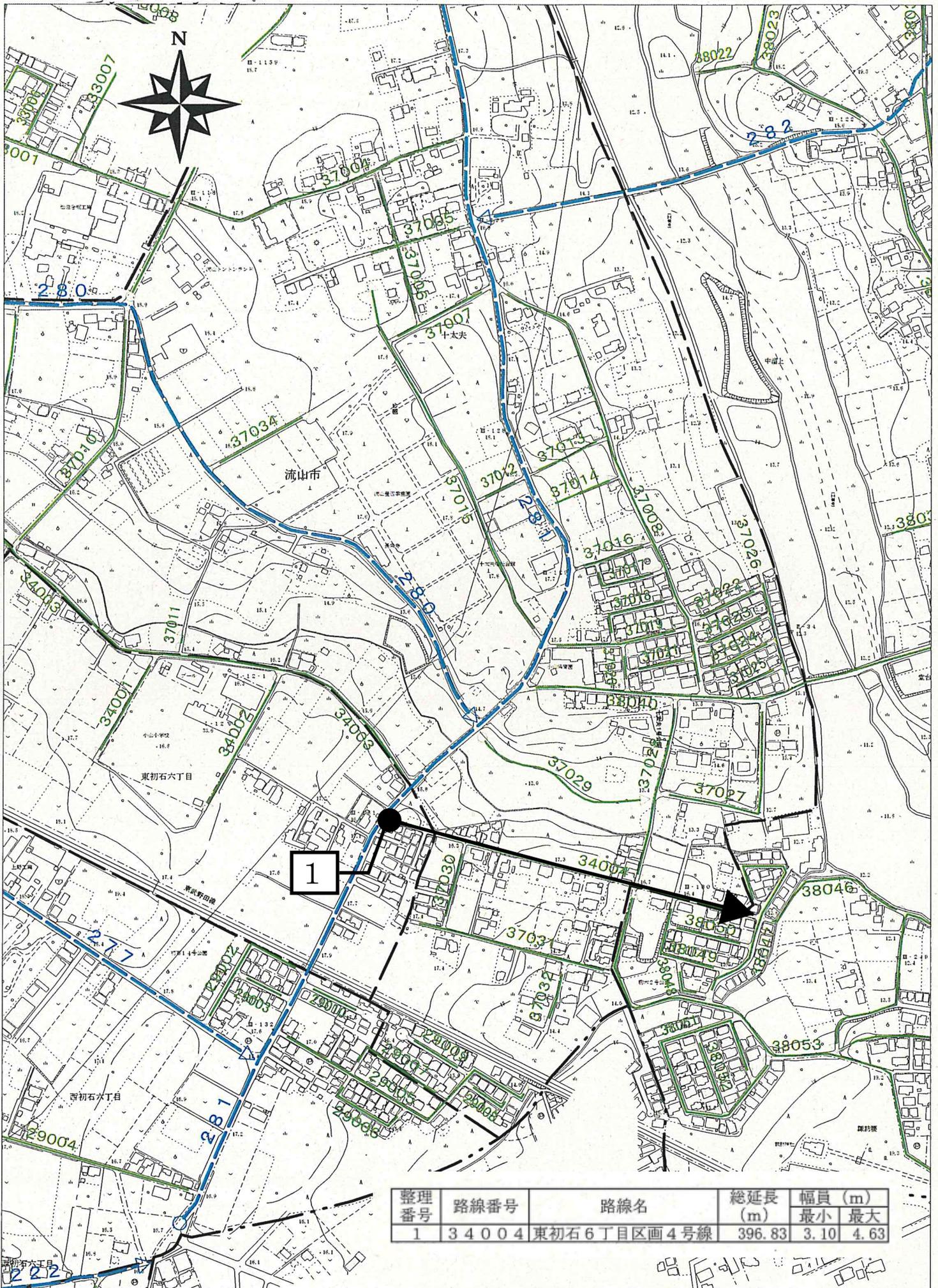
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和元年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

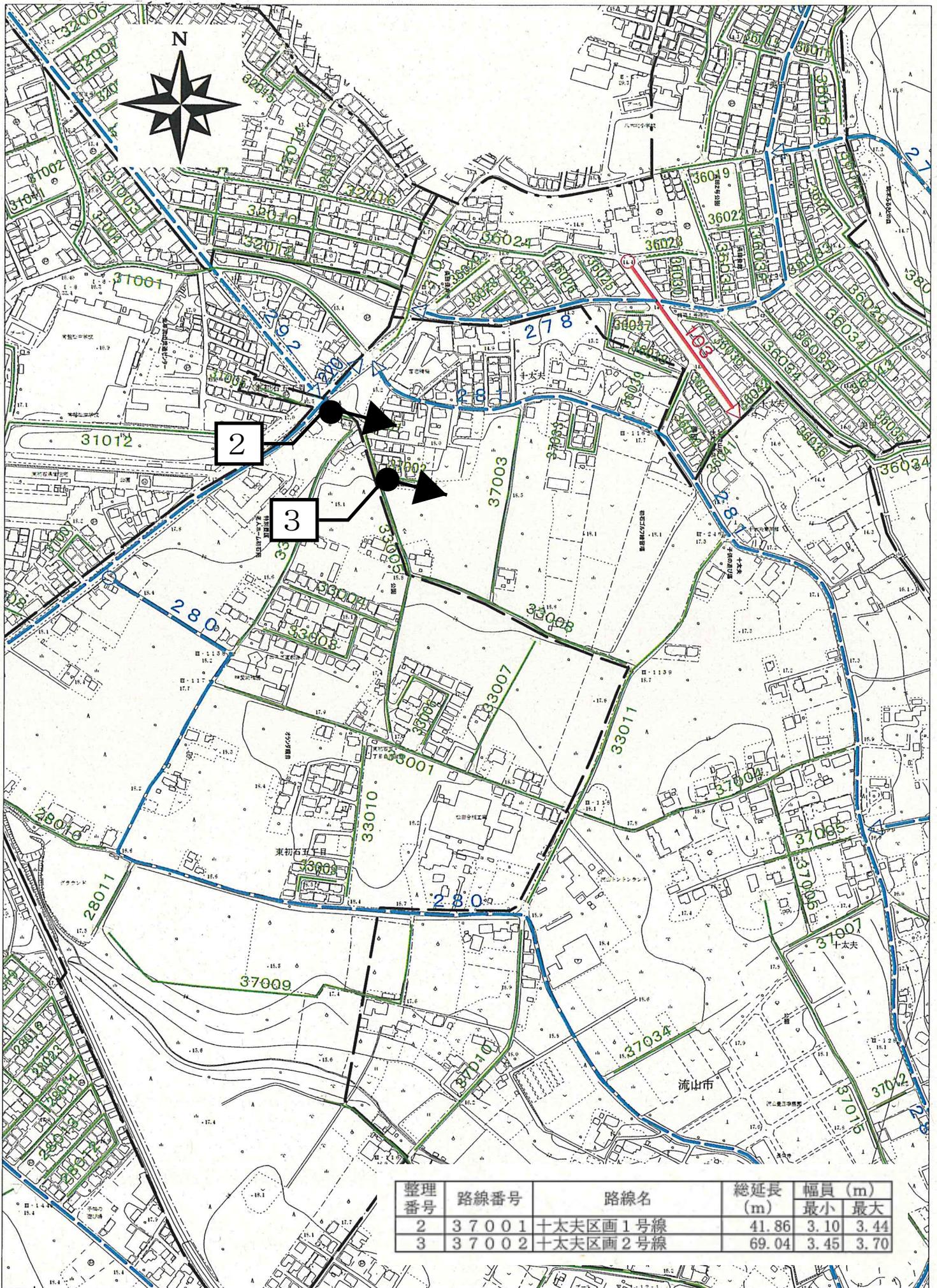
整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	34004	東初石6丁目区画4号線	東初石6丁目187番108	
			駒木字中橋上69番24	
2	37001	十太夫区画1号線	十太夫125番1	
			同 所同 番3	
3	37002	十太夫区画2号線	十太夫124番7	
			同 所同 番7	
4	40013	市野谷区画13号線	市野谷字立野772番4	
			同 所778番15	
5	40017	市野谷区画17号線	市野谷字立野781番	
			市野谷字向山443番	
6	40020	市野谷区画20号線	市野谷字向山515番	
			同 所495番	
7	66006	西平井区画6号線	西平井字道合301番1	
			西平井字前谷津1470番	
8	66038	西平井区画38号線	西平井字大崎1282番	
			鱒ヶ崎字塚ノ腰1210番	

市道路線廃止図 (新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内)



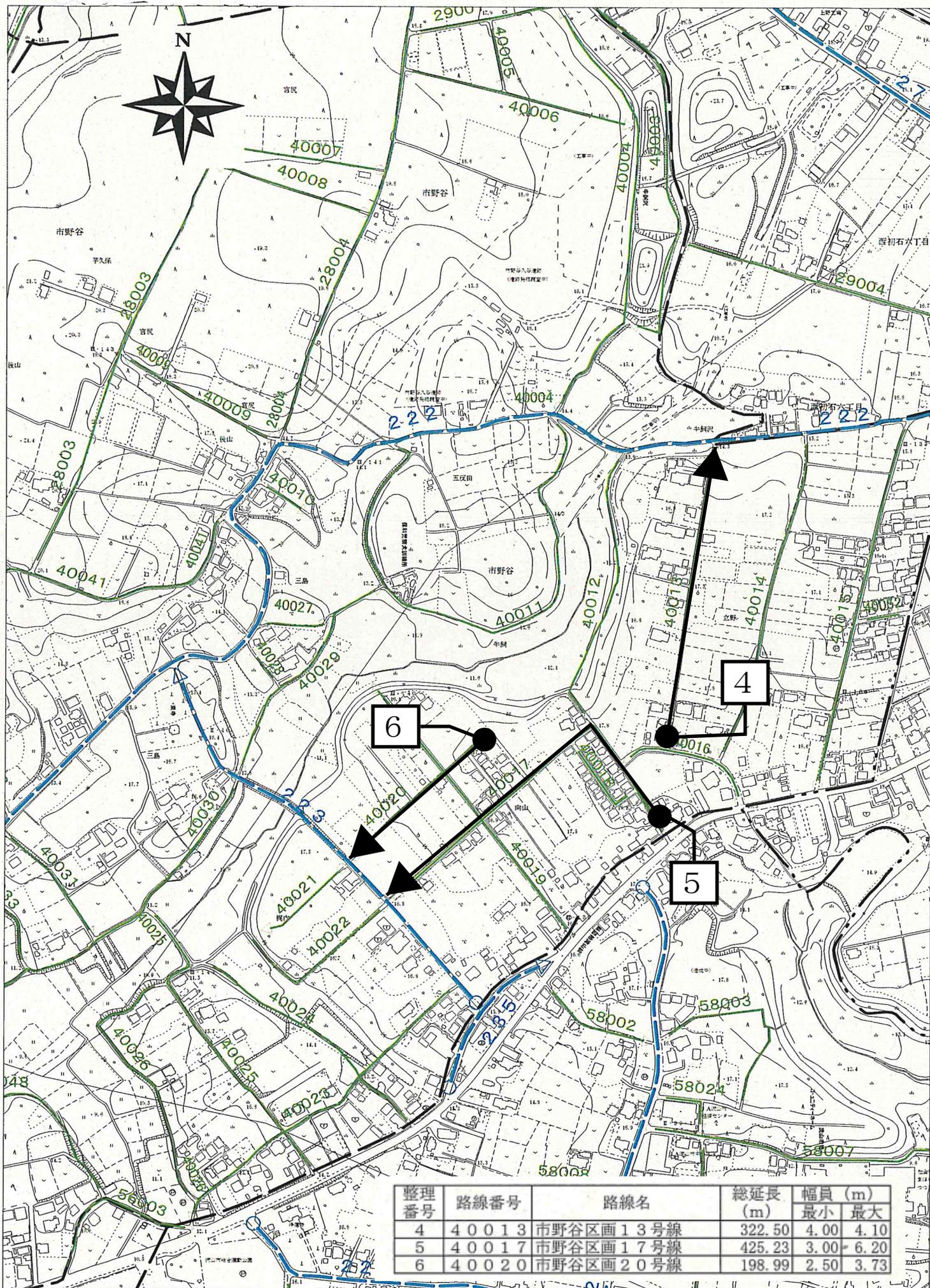
整理番号	路線番号	路線名	総延長	幅員 (m)	
			(m)	最小	最大
1	34004	東初石6丁目区画4号線	396.83	3.10	4.63

市道路線廃止図 (新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内)



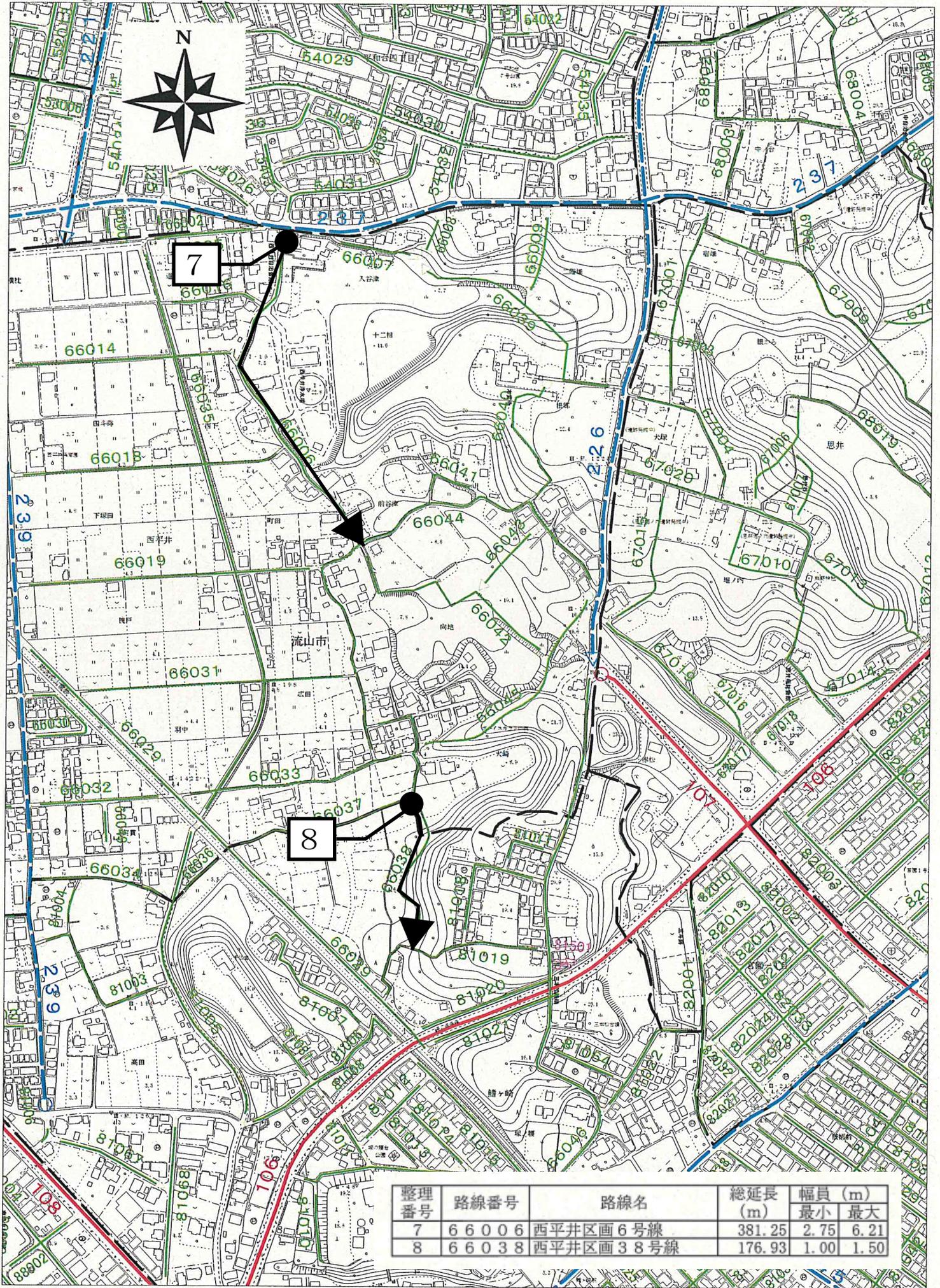
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
2	37001	十太夫区画1号線	41.86	3.10	3.44
3	37002	十太夫区画2号線	69.04	3.45	3.70

市道路線廃止図 (新市街地地区一体型特定土地地区画整理事業区域内)



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
4	40013	市野谷区画13号線	322.50	4.00	4.10
5	40017	市野谷区画17号線	425.23	3.00	6.20
6	40020	市野谷区画20号線	198.99	2.50	3.73

市道路線廃止図 (流山都市計画事業西平井・鰭ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業区域内)



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
7	66006	西平井区画6号線	381.25	2.75	6.21
8	66038	西平井区画38号線	176.93	1.00	1.50

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 西平井・鱈ヶ崎地区等の字の区域及び名称の変更に伴い、流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月4日

流山市長 井 崎 義 治

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する
条例

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和41年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表流山市南消防署の項中「西平井 鱒ヶ崎」を「西平井 西平井一丁目 西平井二丁目 西平井三丁目 鱒ヶ崎 鱒ヶ崎二丁目」に、「思井」を「思井 思井一丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月5日から施行する。

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年9月13日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を運転中に車線変更をしようとした際、後方から走行してきた一般車両と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年7月29日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市桐ヶ谷57番地先
（県道5号松戸野田線） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都台東区松が谷一丁目3番5号
株式会社日立オートサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年9月13日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 11,016円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月11日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立新川小学校の職員が公務のため、公用車（市が賃借している自動車）で流山市役所を訪れた際、市役所第一庁舎裏側壁面に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年7月1日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目1番地の1
（流山市役所敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年10月11日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 36,774円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月1日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が市役所に郵便物等の書類を提出するため公用車（市が賃借している自動車）を運転中、交差点において赤信号で停車していた車両に追突したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年8月2日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市加四丁目18番1地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年11月1日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 181,691円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月5日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立西深井小学校の職員が公務のため、公用車（市が賃借している自動車）で流山市役所を訪れた際、市役所敷地内に縦列駐車しようとしたところ、同敷地内に駐車してあった相手方車両に接触し、損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年10月10日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台1丁目1番地の1
（流山市役所敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 埼玉県三郷市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年11月5日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 109,082円 |

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する公園に隣接する家屋の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年9月24日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する松ヶ丘ふるさと公園に生えている樹木が枯れたことにより倒れ、隣接する相手方の所有する家屋を損傷させた物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成29年7月27日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 相手方住所地 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年9月24日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 818,655円 |

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する道路上で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月22日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する道路上に設置してある側溝蓋を押さえるための鉄筋が、路肩に駐車しようとした相手方の普通乗用自動車を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年7月29日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市南流山1丁目21番15地先
(市道85007号線) |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年8月22日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 143,264円 |

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する流山市立東深井小学校の駐輪場の上屋が台風により横転し、隣接する駐車場に駐車していた相手方の自動車の車体を損傷させた物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する流山市立東深井小学校の駐輪場の
上屋が台風により横転し、隣接する駐車場に駐
車していた相手方の自動車の車体を損傷させた
ことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年9月9日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東深井880番101 |
| 4 | 相 手 方 | 松戸市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年10月31日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 353,287円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月6日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する流山市立東深井小学校の駐輪場の
上屋が台風により横転し、隣接する駐車場に駐
車していた相手方の自動車の車体を損傷させた
ことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年9月9日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東深井880番101 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県習志野市東習志野6丁目16番31号
秋山木材産業株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年11月6日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 91,825円 |